

その2 補正予算・条例関係（議案第67号～議案第82号）

発言議員	議案件名・要旨	答弁者
1番 島村 勉議員	<p>1. 議案第67号 平成18年度羽生市一般会計補正予算（第4号） ①市内循環バス運行委託料について 今回補正予算計上に至った経緯（過去の検討内容も踏まえ具体的に）伺いたい</p>	市民福祉部長
8番 藤倉宗義議員	<p>1. 議案第67号 平成18年度羽生市一般会計補正予算（第4号） ①3款民生費1項1目社会福祉総務費の補正内容について</p> <p>2. 議案第71号 羽生市道の駅条例 ①第8条の公益上とはどういう場合か ②使用料と利用料の違いについて ③料金設定の基準は何か ④利用料の以内とある金額はどう決めていくのか ⑤加工食品販売は飲食店などをさすのか</p>	①市民福祉部長 ②経済環境部長
17番 峯 順三議員	<p>1. 議案第67号 平成18年度羽生市一般会計補正予算（第4号） ①歳出第9款消防費1項4目の防災費の補正内容について詳細を伺います</p>	都市整備部長
13番 蜂須直巳議員	<p>1. 議案第68号 平成18年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 高額医療費共同事業に加え、新たに30万を超える医療費について県内市町村が共同で「保険財政安定化事業」を立ち上げ、国保財政の安定化と保険料の標準化を図ろうとの事ですが ①国保の一般医療費が県内でも高位にある当市にはメリットのある事業の様に受け取れるが、具体的にはどの様な利点があるのか ②今回の拠出金205,963千円に対し、交付金が258,508千円と收支の逆転現象があるが、拠出金の負担割合の基準は概ねどの様な基準なのか。構成人口割とか国保加入者人口割とか基準財政割など ③従来の高額医療費共同事業と新設の財政安定化事業の2本立てと考えて良いのか ④総額で年間の拠出金はどの位の額になるのか</p> <p>2. 議案第71号 羽生市道の駅条例 ①全22条からなる条例ですが、第1条（設置）の項で主な目的も記されておりますが、第3条（業務）の項の（1）～（5）の中に良好な休憩施設との表記が無いが、何か理由があるのか（他市の場合は含まれてるが） ②管理運営を指定管理者にまかせる事としているが、この指定管理者は、物品販売や飲食の提供なども手掛ける実質的テナント業者と考えて良いのか、それとも、管理運営を主体とする事業者とするのか、今までの説明等ではテナントを公募し、一括貸付けをイメージしていたが ③ここで言う「羽生市道の駅」とは、全体計画のどの部分を指すのか、屋外スペース（ピロティー）も含む部分で良いのか。 1m²当たり、1日150円の使用料は、320.8m²とすると1日当り48,150円となる。販売手数料は、当市の収入には入らないのか。年間の使用料、手数料の料金収入見込み額は。＊月額使用料をとらなかった理由は ④市の管理区域外のスペース（路側帯やゼブラ帯）等も物販スペースとして利用も考えられる（話し合いで）との事だったが、本条例では、これらが可能としても、当市の収入に結びつかないのではないか。 ⑤建設費を償還し、当市の純収益となる見込みはいつ頃か。</p>	①市民福祉部長 ②経済環境部長
14番 落合信夫議員	<p>議案第67号 平成18年度羽生市一般会計補正予算（第4号） 新規就農者確保対策事業費補助金20万円の内容と新規就農者の状況は</p>	経済環境部長